

ドイツ連邦政府により発表された追加制限措置の概要（10月28日）

1. 接触制限措置

- 11月2日から11月末まで
- 同一世帯以外の他者との接触は最小限度まで減らすこと。公共の場所での接触は、自己の世帯と他世帯の計2世帯まで、かつ最大10人に制限。違反行為には罰則が適用される。
- 国内日帰り旅行を含む不要不急の私的旅行や訪問（親族訪問含む）の自粛を要請。観光目的のホテルなどでの外泊は不可。
- レジャー活動施設（劇場、映画館、カジノ、スポーツ施設、温浴施設、スポーツジム等）は閉鎖。スポーツ施設においては、単独、二人組、同世帯内のみで行うスポーツ活動を除いて禁止。
- 娯楽イベントは禁止。プロのスポーツイベントは、無観客での開催のみ可能。
- 飲食店やバーは閉鎖。テイクアウトとデリバリー、社員食堂の営業は可能。
- 物理的な近接が不可欠となるネイルサロンやマッサージ等のボディケア分野のサービス業は閉鎖。医療目的の不可欠なサービス（理学療法などを含む）は営業可能。理髪店も既存の衛生措置の下で営業可能。
- 小売店舗は、店舗面積10平方メートルあたりの滞留客数1名を上限とし、入店のための行列を防ぐ措置など定められた衛生措置の下で営業可能。
- 学校と幼稚園は継続。各州政府による感染防止措置を導入。

2. ロックダウンの影響を受ける事業者等に対する支援策

- 一時的な閉鎖の影響を受ける企業、自営業者、協会、団体等に対し、連邦政府は経済的損失に対する支援プログラムを提供。従業員50人までの企業には、前年同月の売上の75%を支給する。大企業については、関連する支援策の要件に従い決定。予算規模は100億ユーロ。
- 給付型つなぎ資金や融資制度（[2020年10月29日記事参照](#)）などの既存のコロナ支援策を拡張。
- 職場における従業員同士や顧客との接触機会減少の徹底。企業に対し、業務実施が可能である場合、在宅勤務の実施を強く要請。
- 疾病に対して脆弱なグループ（老人ホーム入居者、高齢者、障害者施設利用者等）や医療従事者に対する特別な保護措置を継続。

（出所：ドイツ連邦政府）